

令和7年度 奨学生募集要項

奨学金貸与事業の趣旨

この奨学金貸与事業は、向学心をもちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の優秀な大学生等に奨学金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

この趣旨に基づき、令和7年度奨学生を次により募集します。

1 募集人員 52名程度

(うち、中筋給付特待生2名、大谷奨学生2名程度)

2 応募資格

島根県出身者で、学校教育法に基づく大学・短期大学・大学院・高等専門学校(4年生以上に限る)・専修学校(専門課程に限る)(以下「大学等」という)に、令和7年度に進学しようとする人または在学している人のうち、人物及び学業成績が優秀で、かつ学資の支弁が困難と認められる人。

ただし、次の(1)~(5)のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- (1) 貸与を受けようとする期間が2年未満の場合
- (2) 島根県育英会の奨学金(高等学校等奨学資金は除く)の貸与を受けたことがある場合
- (3) 現に島根県育英会の貸与を受けている奨学生(高等学校等奨学資金は除く)が同一世帯にいる場合(同一世帯で同時に複数人に貸与はできません。)
- (4) 外国大学の日本分校に進学または在学する場合
- (5) 通信制の学部、別科に進学または在学する場合

(ただし、別科は応募可能な場合があります。事前にお問い合わせください。)

(注) 島根県出身とは、次の①~③のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 島根県内に住所を有した期間が通算して5年以上ある場合
- ② 父母またはこれに準ずる人の住所が島根県内にある場合
- ③ 上記①または②に準ずるものとして育英会において特に認めた場合

3 願書受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年10月31日(木)までとします。(令和6年10月31日17時までに持参したものまたは郵送の場合で同日までの消印があるものは、受け付けます。)

ただし、高等学校卒業見込者(過年度卒業で進学していない人を含む)及び高等専門学校の在学者は、在学または出身の高等学校等の受付締切日までに高等学校等へ提出してください。